

## ＝ 声明 ＝

# 最高裁による沖縄県が提訴した 「辺野古訴訟」の上告棄却を糾弾する！

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委員会

昨日、最高裁判所は沖縄県が上告した、県の埋立承認撤回を取り消した国土交通相の裁決の取り消しを求めた「関与取り消し訴訟」について口頭弁論を行わず棄却しました。沖縄県の訴えに何ら耳をかさず、沖縄差別に満ちたこの暴挙に満身の怒りを込めて抗議します。

さる10月23日の福岡高裁那覇支部の判決は、「行政不服審査法では、国の機関と一般私人とを区別することなく同様に扱うことが予定されている」として国土交通相の裁決は違法でないとししました。同法7条2項で国の機関は使えないとしていることに違反する不当判決です。国の機関の防衛省が一般私人と同じであることはありません。

また、同裁決は内閣の一員である国土交通相による裁決であるにしても、「中立的判断者たる審査庁の立場を放棄していたということはできない」としました。同じ国の機関の国土交通相は、辺野古推進の立場であり、初めから結論ありきで何ら実質的な審理を行いませんでした。

裁判所は三権分立で行政から独立した機関です。公正・中立に法の番人として、行政の行き過ぎや違法行為に対しては、公正な審理を行い、判決を出すべきです。

福岡高裁那覇支部の判決は、法の番人としての自らの役割を放棄し、政府の言い分に追随し、政府による違法な辺野古新基地建設にお墨付きを与える不当判決です。

昨日の上告棄却は、福岡高裁那覇支部の不当判決を、司法の最大の番人が容認したことになり、政府の違法行為に追随し、政府の数々の違法行為を合法とするものです。まさに三権分立の崩壊であり、最高裁の辺野古新基地建設への加担です。

最高裁の政府への追随は沖縄差別そのものです。政府と裁判所が一体となり、沖縄県民の民意を押しつぶそうとしても、沖縄県民は絶対に屈しません。

もう一つの、「抗告訴訟」には、全国から、那覇地方裁判所に対して、法の番人としての実質審理を行い公正な判決を求める声が湧きあがっています。

私たちは、これからも総力をあげて、県の裁判を支援し、辺野古の問題を通して、「裁判官は独立し、政府からも指揮、命令を受けることもなく、法の精神に基づき、民主主義と地方自治を支えるための機関としての役割を果たすよう」全国民に訴えていく決意です。

2020年 3月27日